

旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 旭川市立小・中学校適正配置計画（以下「計画」という。）の見直しにあたり、旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について総合的に検討するため、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について、意見交換、検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、学識経験者、関連団体等の関係者及び公募に応じた者の中から、教育長が依頼した者（以下「参加者」という。）をもって構成し、12名以内で組織する。

(任期)

第4条 参加者の任期は、教育長が依頼した日から令和7年3月31日までとする。

2 参加者が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した参加者の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、教育長が招集する。

2 会議の進行は、参加者の互選により選出した進行役が行う。

3 懇談会は、必要に応じて参加者以外の者の出席を求めることができる。

4 会議は公開とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、旭川市教育委員会学校教育部教育政策課適正配置担当において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。